

質 問 ・ 回 答

令和4年6月9日公表

開札予定日	令和4年6月22日(水)
調達件名	令和4年度 西部スラッジセンター3~5系焼却施設改築に関する環境影響評価(計画段階環境配慮書)作成業務
質問1	<p>【入札参加資格について】</p> <p>告示等に「環境影響評価に係る業務とは、配慮書、方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書の作成等を含む業務をいう。」とありますが、これらのうち、いずれかに該当する業務の履行実績があればよろしいでしょうか。それとも、これら全ての業務の履行実績が必要でしょうか。</p>
回答	<p>履行実績につきましては、配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書の全てを求めているものではありません。</p> <p>配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書のうち、いずれかの一つが含まれていれば履行実績として認めます。</p>
質問2	<p>【契約実績調書の添付書類について】</p> <p>契約実績調書の【留意事項】に「3 契約実績を証する書面として、契約書の写し(契約名、発注者名、契約金額、契約期間が記載されているページを抜粋)及び仕様書等を添付すること。なお、契約書の写しが提出できない場合は、上記記載内容が確認できる書面(発注書その他の発注者発行の書面の写しに限る)を提出すること。」と記載がありますが、履行実績の確認書類としてテクリス登録カルテの写しを提出してもよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>テクリス登録カルテにつきましては、履行した業務内容を確認する書類として仕様書と同様の扱いとしています。</p> <p>なお、テクリス登録カルテを契約書の写しの代わりとして提出することは認めておりません。</p>